

# 1930年代～40年代のアメリカ南部に おける学校図書館専門職養成 —LIPER2 学校図書館班調査報告—

今井 福司<sup>1</sup>, 平久江 祐司<sup>2</sup>, 安藤 友張<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 東京大学大学院教育学研究科博士課程

<sup>2</sup> 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科

<sup>3</sup> 九州国際大学経済学部

2008年3月29日

## 1 はじめに

- 本研究の背景・問題意識
- 調査対象並びに手法

## 2 アメリカ学校図書館専門職養成の概要

- 時代背景
- ウィリアムソン報告と学校図書館専門職養成

## 3 アメリカ南部における学校図書館専門職養成

- 南部全体の状況
- ノースカロライナ州の状況
- ヴァージニア州の状況
- その他の州の状況

## 4 おわりに

- 結果・考察
- 今後の課題

## 1 はじめに

- 本研究の背景・問題意識
- 調査対象並びに手法

## 2 アメリカ学校図書館専門職養成の概要

- 時代背景
- ウィリアムソン報告と学校図書館専門職養成

## 3 アメリカ南部における学校図書館専門職養成

- 南部全体の状況
- ノースカロライナ州の状況
- ヴァージニア州の状況
- その他の州の状況

## 4 おわりに

- 結果・考察
- 今後の課題

# 背景

研究内容： 以下の3分野について取り組んでいる。

- 1 先進市の学校図書館担当者の職務に対する意識について
- 2 アメリカ学校図書館専門職養成制度の歴史
  - 2008年日本図書館情報学会春期研究集会で発表。(本発表)
- 3 専任司書教諭制度について

## 問題意識・背景 (1)

- 日本の学校図書館専門職は占領期に基礎が形成されている。この占領期における学校図書館専門職の形成を考察する上で、アメリカの影響を考察することは欠かせない。
  - (学校図書館法に基づく官製の) 学校図書館協議会によって、学校図書館基準が作られた際には、アメリカの南部中等教育および大学に関する基準協会 (Southern Association of Colleges and Secondary Schools. 以下、南部基準協会) の基準が参考にされている。
  - 南部のノースカロライナ州の学校図書館ハンドブックは、『学校図書館の手引』執筆の参考書となっていた。

## 問題意識・背景 (2)

日本では、学校図書館法で「司書教諭」が学校図書館専門職と定義されている。これについて、中村百合子や根本彰の先行研究では、以下のような議論が行われている。

- 当時のアメリカの学校図書館専門職には、学校図書館の専任職員である“School-Librarian”(SL)と、教員との兼任である“Teacher-Librarian”(TL)の2つが存在し、中大規模校でSLが、小規模校でTLが配備されていた。
- 日本では、SLとTLの両方が検討されたが、学校図書館法によって、TLにあたる「司書教諭」のみが制度化され、SLは制度化されなかった。

## 問題設定

本研究では、これらの先行研究や状況を踏まえ、南部の学校図書館専門職の養成状況を検討しながら、日本に参考にされたSLやTLについて、以下の4点を考察していく。

## 問題設定

本研究では、これらの先行研究や状況を踏まえ、南部の学校図書館専門職の養成状況を検討しながら、日本に参考にされたSLやTLについて、以下の4点を考察していく。

- 1 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？



## 問題設定

本研究では、これらの先行研究や状況を踏まえ、南部の学校図書館専門職の養成状況を検討しながら、日本に参考にされたSLやTLについて、以下の4点を考察していく。

- 1 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？
- 2 アメリカにおいて、“School Librarian”や“Teacher Librarian”はどのようなものであったか？

## 問題設定

本研究では、これらの先行研究や状況を踏まえ、南部の学校図書館専門職の養成状況を検討しながら、日本に参考にされたSLやTLについて、以下の4点を考察していく。

- 1 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？
- 2 アメリカにおいて、“School Librarian”や“Teacher Librarian”はどのようなものであったか？
- 3 南部において“School Librarian”や“Teacher Librarian”の位置づけはどうだったのか？

## 問題設定

本研究では、これらの先行研究や状況を踏まえ、南部の学校図書館専門職の養成状況を検討しながら、日本に参考にされたSLやTLについて、以下の4点を考察していく。

- 1 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？
- 2 アメリカにおいて、“School Librarian”や“Teacher Librarian”はどのようなものであったか？
- 3 南部において“School Librarian”や“Teacher Librarian”の位置づけはどうだったのか？
- 4 日本になぜ南部の基準が紹介されたのか？

# 調査対象並びに手法

本研究は、以下の2種類の資料について検討を行った。

- 1 テネシー州の Peabody 大学が発行していた“*Peabody Journal of Education*”において、1930年代に掲載されていた学校図書館についての記事
- 2 ALA の図書館教育委員会（Board of Education for Librarianship : BEL）が作成した、図書館員認定基準調査の1937年版“Certification — A Summary Legal Certification”と、1942年版“Certification of librarians: A geographic summary”のSLやTLに関わる部分。

## 1 はじめに

- 本研究の背景・問題意識
- 調査対象並びに手法

## 2 アメリカ学校図書館専門職養成の概要

- 時代背景
- ウィリアムソン報告と学校図書館専門職養成

## 3 アメリカ南部における学校図書館専門職養成

- 南部全体の状況
- ノースカロライナ州の状況
- ヴァージニア州の状況
- その他の州の状況

## 4 おわりに

- 結果・考察
- 今後の課題

## SLならびにTLの定義（1）

全米的な基準としては、1920年にALAと全米教育協会との合同委員会で作成された、中等学校の学校図書館基準であるサーテン・レポート<sup>1</sup>がある。レポートでは、SLについて次のように定義されている。

- 図書館サービスに従事する専任の職員である。
- 図書館学校での訓練か、認定された図書館コースを設置している学校での訓練で養成される。（通年のコース。内容や期間は規模によって異なる）
- 全ての校種でSLの設置が望ましいという記述がある。

---

<sup>1</sup>Certain, Casper Carl. “Secondary Library Organization and Equipment for Secondary Schools of Different Sizes”. American Library Association, 1920, 48p.

## SLならびにTLの定義（2）

また、サーテン・レポートにおいて、TLは次のように定義されている。

- 授業を持ちながら図書館業務を担当する職員である。
- 図書館学校での6週間の夏期講習か、委員会が承認した公共図書館員の訓練を受ける。
- 学生数200名以下の高校において必要であるかもしれないとされている。

サーテン・レポートでは、SLとTLの区別を養成機関と学校の規模数で行っていた。

## 時代背景 (1)

- 1930年～1940年代は、中等学校を中心として、学校図書館の設置が進んでいたが、担当する職員が不足していた。
- 主に大学に設置された図書館学校によるSLの養成も行われていたが、教員免許を追加で取得する必要があるため、養成に時間がかかることから、図書館学校によるSLの養成は進まなかった。
- こうした状況を受けて、1930年代はSL以外に、TLの養成が、各地で始められていった。
  - SLの不足によって、図書館学校だけでなく、師範学校といった他の学校も養成に関わるようになった。



## 時代背景 (2)

各州の養成基準の状況について、1937年ならびに1942年のALAのBoard of Education for Librarianshipの調査によると、以下の通りだったという。

- SLあるいはTLの基準は、1937年には47州中23州で、1942年には48州中32州で定められていた。
- TLの養成基準は、1937年には23州中4州、1942年には32州中11州で定められていた。
  - しかし、その養成基準は時間数や取得すべき内容が曖昧で、必要とされる時間数も少なかった。

# ウィリアムソン報告

アメリカの一般的な図書館員養成は、1923年に発表されたWilliamson, Charles C. の“ウィリアムソン報告”が大きな影響を与えたと言われている。その報告では図書館員養成について以下のような勧告が出されている。

- 1 図書館学教育は司書職だけの養成に限る
- 2 学士号を入学資格として大学で行う
- 3 図書館学部を認定する機関を設ける

この勧告を受けて、ALA内には、図書館学教育委員会であるBELが設置され、図書館学校の認定基準を策定し、発表している。

## 報告の学校図書館専門職養成への影響

学校図書館専門職も BEL で認定基準が定められた。しかし、認定基準は図書館学校の認定だけでなく、師範学校など他種の学校の認定も含まれており、他の図書館専門職とは異なった基準となった。

その理由としては、1920年代から、学校図書館の基準だけは、全米教育協会と ALA の合同で基準作りが行われるなど、他の館種とは異なる背景を持っていたためだと思われる。

## 1 はじめに

- 本研究の背景・問題意識
- 調査対象並びに手法

## 2 アメリカ学校図書館専門職養成の概要

- 時代背景
- ウィリアムソン報告と学校図書館専門職養成

## 3 アメリカ南部における学校図書館専門職養成

- 南部全体の状況
- ノースカロライナ州の状況
- ヴァージニア州の状況
- その他の州の状況

## 4 おわりに

- 結果・考察
- 今後の課題

## 南部全体の状況

- Lohrer, Mary Alice<sup>2</sup>の報告によれば、南部は北部に比べて学校図書館制度や設備の整備が遅れており、基準を高く設定し、整備を進めようとしていた。
- 1930年に定められた南部基準協会の基準は、SLの養成基準として、計30学期時（semester hours）の履修が提案されている<sup>3</sup>。
  - 1937年時点での各州の基準を比較しても、30学期時をSLに要求していた南部の州はない。

---

<sup>2</sup>Lohrer, Mary Alice. アメリカにおける司書教諭養成のあゆみ. 日本図書館協会, 1962, 177p.

<sup>3</sup>Campbell, Doak S. *Libraries in the accredited high schools of the association of colleges and secondary schools of the southern states*. George Peabody Collgege, 1930, 72p.

## 対象とする南部の州について

以下、州の役職として学校図書館担当の指導主事 (school library director or supervisor) が置かれていた南部 6 州<sup>4</sup>のうち、指導主事の設置が早い<sup>5</sup>ノースカロライナ州とヴァージニア州の養成を取り上げる。

---

<sup>4</sup>指導主事が設置されていたのは、アラバマ州，ケンタッキー州，ルイジアナ州，ノースカロライナ州，テネシー州，ヴァージニア州の **6 州**である。

<sup>5</sup>ノースカロライナ州が 1930 年，ヴァージニア州が 1923 年である。

## ノースカロライナ州の状況 (1)

Douglas, Mary Peacock の報告<sup>6</sup>では学校図書館専門職について、以下の報告が行われている。

- 1933年制定の州法により、追加の学校教員は雇用ができなかったが、SLが授業を受け持つことで、学校図書館専門職の数は増員できた。つまり、SLがTLになることで人数を増員することができたという。
- SLの認定については、15学期時のトレーニングだけだったが、質の向上のため最低基準を上げ、1935年10月には24学期時となった。

---

<sup>6</sup>Douglas, Mary Peacock. North carolina school libraries. *Peabody Journal of Education*. 1935, vol. 13, no. 1, p. 32–34.

## ノースカロライナ州の状況 (2)

1935年のBELの調査によると、SLのみ規定が行われており、4年制のカレッジを卒業し、library scienceについて15学期時の単位を得たものとされている。

一方、1942年のBELの調査によると同州の基準では、以下の2種が規定された。

- “full-time librarian”—SLに相当、4年制カレッジ、教員免許、図書館学校での24学期時の単位取得が条件。
- “part-time teacher-librarian”—TLに相当、4年制カレッジ、教員免許、12学期時の単位取得が条件。

上記のように、SLを図書館学校で養成することを規定していたのは、BELの1942年の調査を見ても、調査対象である32州中7州しかなかった。



## ヴァージニア州の状況 (1)

Dickinson, Jr., C. W. の報告<sup>7</sup>について “Teachers of Library Science” という認定を行っていたという。

- 目録および分類 (2 学期時)
- レファレンスおよび書誌 (4 学期時)
- 学校図書館の管理 (2 学期時)
- 青年 (adolescent) 文学 (2 学期時)
- 児童文学 (2 学期時)

しかし、報告の中では、TL のことを総称して SL と呼んでおり、サーテン・レポートとの定義とは異なる。

---

<sup>7</sup>Dickinson, Jr., C. W. Virginia school libraries. *Peabody Journal of Education*. 1936, vol. 13, no. 5, p. 242–246.

## ヴァージニア州の状況 (2)

1937年時点でのBEL調査でも同様の基準である。ただし、州の基準ではSLについての基準を示すとしながら、直後に“Certification of Teacher-Librarians”という表現が見られるなど、SLとTLの定義は区別して用いられていない。

その後の1942年時点でのヴァージニア州の基準を確認すると、高等学校では、“full-time librarian”の資格が規定され、小中学校についても大学程度の専門職認定が必要とされていると書かれているが、SLとTLについて区別されてはいない。

## その他の州の状況

それ以外の州では、養成状況はそれほど進んでいるとは言えなかった。

- 1934 年のアラバマ州では、学校図書館専門職の基準が設けられておらず、校長たちが自主的に教師に対して図書館の研修をさせていた。
- 1933 年のケンタッキー州では、公立高校の 6 割近くで専門の図書館員の配置が行われていなかった。
- 1935 年のサウスカロライナ州では学校図書館に職員を配置するのが希だったという。

## 1 はじめに

- 本研究の背景・問題意識
- 調査対象並びに手法

## 2 アメリカ学校図書館専門職養成の概要

- 時代背景
- ウィリアムソン報告と学校図書館専門職養成

## 3 アメリカ南部における学校図書館専門職養成

- 南部全体の状況
- ノースカロライナ州の状況
- ヴァージニア州の状況
- その他の州の状況

## 4 おわりに

- 結果・考察
- 今後の課題

# 結果

1930年代から1940年代の南部での状況を検討した結果、以下の4点が明らかになった。

- 1 各州は南部基準協会が作成した基準に対して対応を行おうとする、または対応を行っている段階であった。
- 2 指導主事が早く置かれたヴァージニア州、ノースカロライナ州は対応が進んでいた。
  - 日本に参照されたとされるノースカロライナ州は取り組みが進んでいた州である。
- 3 州ごとに基準は一定ではなく、SLやTLの用語が統一した使われ方をしていない例も見られた。
- 4 TLはSLよりも養成に必要な内容や期間が低く設定されていた。

# 考察 (1)

南部における SL と TL とは何だったか？

## 考察 (1)

南部における SL と TL とは何だったか？

- 基本的には、サーテン・レポートが示すように、規模の違いによって専任の SL，兼任の TL が使い分けられている。
  - ただし、ヴァージニア州のように、TL として働く人を SL と称するところもあった。

## 考察 (1)

南部における SL と TL とは何だったか？

- 基本的には、サーテン・レポートが示すように、規模の違いによって専任の SL，兼任の TL が使い分けられている。
  - ただし、ヴァージニア州のように、TL として働く人を SL と称するところもあった。
- SL と TL で仕事を分担するという記述はなく、職務内容そのものに大きな差はなかったと思われる。



## 考察 (1)

南部における SL と TL とは何だったか？

- 基本的には、サーテン・レポートが示すように、規模の違いによって専任の SL，兼任の TL が使い分けられている。
  - ただし、ヴァージニア州のように、TL として働く人を SL と称するところもあった。
- SL と TL で仕事を分担するという記述はなく、職務内容そのものに大きな差はなかったと思われる。
- Lohrer によれば、1944 年当時、在籍生徒数 200 名以下の高校が全米の 65% を占めていたという。もし、小規模な学校が多いのであれば、SL ではなく TL でも十分とされた可能性がある。

## 考察 (2)

南部の取り組みが日本に参照された理由

## 考察 (2)

### 南部の取り組みが日本に参照された理由

- 1 南部基準協会が学校図書館の基準を高く設定していた。
- 2 各州の取り組みでも、ノースカロライナ州といった学校図書館専門職の基準では、整備が進んでいた。
- 3 CIE が日本の学校図書館改革に取り組む際に、日本側にノースカロライナ州の学校図書館ハンドブックを提供していた。

## 考察 (2)

### 南部の取り組みが日本に参照された理由

- 1 南部基準協会が学校図書館の基準を高く設定していた。
- 2 各州の取り組みでも、ノースカロライナ州といった学校図書館専門職の基準では、整備が進んでいた。
- 3 CIE が日本の学校図書館改革に取り組む際に、日本側にノースカロライナ州の学校図書館ハンドブックを提供していた。

しかし、CIE がなぜ南部が選択したのかについては、アメリカの教育における南部の位置づけや、CIE の成り立ちの検討を含め、さらなる検討が必要である。

## まとめ (1)

- 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？

## まとめ (1)

- 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？
  - 図書館学校における SL の養成に加え、師範学校など他の学校が TL の養成を行っていた。

## まとめ (1)

- 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？
  - 図書館学校における SL の養成に加え、師範学校など他の学校が TL の養成を行っていた。
- アメリカにおいて、‘School Librarian’ や ‘Teacher Librarian’ はどのようなものであったか？

## まとめ (1)

- 日本に参照されたと言われる南部では、どのように学校図書館専門職が養成されていたのか？
  - 図書館学校における SL の養成に加え、師範学校など他の学校が TL の養成を行っていた。
- アメリカにおいて、“School Librarian” や “Teacher Librarian” はどのようなものであったか？
  - SL と TL は養成機関や、配置される学校の規模によって区別されていた。



## まとめ (2)

- 南部において“School Librarian”や“Teacher Librarian”の位置づけはどうだったのか？

## まとめ (2)

- 南部において“School Librarian” や “Teacher Librarian” の位置づけはどうだったのか？
  - 認定基準そのものは、おおよそサーテン・レポートの定義と変わらない。ただし、学校規模は小規模なところが多かったという点を考慮すると、実際に配置される専門職は TL が一般的だったかもしれない。

## まとめ (2)

- 南部において“School Librarian”や“Teacher Librarian”の位置づけはどうだったのか？
  - 認定基準そのものは、おおよそサーテン・レポートの定義と変わらない。ただし、学校規模は小規模なところが多かったという点を考慮すると、実際に配置される専門職はTLが一般的だったかもしれない。
- 日本になぜ南部の基準が紹介されたのか？

## まとめ (2)

- 南部において“School Librarian”や“Teacher Librarian”の位置づけはどうだったのか？
  - 認定基準そのものは、おおよそサーテン・レポートの定義と変わらない。ただし、学校規模は小規模なところが多かったという点を考慮すると、実際に配置される専門職はTLが一般的だったかもしれない。
- 日本になぜ南部の基準が紹介されたのか？
  - 南部の基準は質としては十分であり、CIEによって南部の基準が選択されたことが紹介された理由であるが、なぜCIEが南部を選択したかはさらなる調査が必要である。

## 今後の課題

本研究では、以下の課題が残った。今後、文献調査を進める中で明らかにしていきたい。

- 1 南部の各学校における SL や TL の配置状況
- 2 CIE がなぜ南部の基準を選択したか
- 3 アメリカ全体からみた南部の教育の位置づけ
- 4 アメリカにおける学校図書館専門職の理想と実際の比較

# LIPER2 学校図書館班の今後の動きについて

引き続き、以下の3つについて研究を進めていく予定であり、今年度、中間報告書をまとめる予定である。

- 1** 先進市の学校図書館担当者の職務に対する意識について
  - 学習情報センター化した学校図書館における図書館担当者の職務の現状を明らかにする。
- 2** アメリカ学校図書館専門職養成制度の歴史について
  - 日本に輸入、参照された学校図書館専門職について歴史的観点から明らかにする。
- 3** 専任司書教諭制度について
  - 専任司書教諭制度の実態調査を通じ、配置施策や望ましいあり方を明らかにする。

発表は以上です。

ご静聴いただきまして、ありがとうございました。